

広島県告示第四百五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

尾道市（御調町・向島町を除く。）

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二〇年六月九日	午後一時～午後四時	瀬戸田小学校体育館前
平成二〇年六月一〇日	午前九時～午前一〇時	三原農協せとだ南出張所
	午前十一時～午後〇時	東生口公民館
	午後一時三〇分～午後四時	田熊公民館
平成二〇年六月一日	午前九時～午後〇時	重井公民館
	午後一時～午後四時	中庄公民館
平成二〇年六月二日	午前九時～午後四時	土生公民館
平成二〇年六月三日	午前九時～午後〇時	尾道市役所因島総合支所
		尾道市役所浦崎支所
平成二〇年六月八日	午後一時～午後四時	尾道市農協泊倉庫
		尾道市農協百島出張所
		尾道市役所向東支所
平成二〇年六月九日	午前十一時～午後〇時	尾道市農協百島出張所
		尾道市役所向東支所
平成二〇年六月二〇日	午前九時～午後〇時	広島県尾三地域事務所

平成二〇年六月二四日	午後一時～午後四時	尾道市公会堂
平成二〇年六月二五日	午前九時～午後四時	
平成二〇年六月二六日	午前九時～午後四時	
平成二〇年六月二七日	午前九時～午後〇時	尾道市農協栗原支所

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成二〇年六月九日～ 平成二〇年八月八日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関
 指定定期検査機関
 社団法人 広島県計量協会